

申請に対する処分

処分名	奄美大島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載申請
根拠法令	漁業法施行令第5条第1項
所管課	選挙管理委員会事務局

1 審査基準

申請を行うことができる人（漁業法第86条）

その年の12月5日で20歳以上の者で次の一つに該当する人

ア 奄美市内に住所又は事業場を有する人で、1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する人（法人を含む。）

イ 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業組合連合会の役員であってその委員又は役員に就任する際、上記アに該当しなくなったため選挙権を失った者

（任期中又は退任後最初に行われる選挙に限る。）

申請の方法

ア 市選挙管理委員会は、毎年8月上旬に奄美漁業協同組合及び名瀬漁業協同組合を通じ「海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載申請書」を該当者に配布する。

イ 該当者は、毎年9月1日現在により同月5日までに「海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載申請書」を奄美漁業協同組合及び名瀬漁業協同組合を通じて市選挙管理委員会に提出

許認可等の要件

上記 申請を行うことができるものと同じ要件

2 標準処理時間

40日間（名簿の調製期限：10月15日）